

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月18日(月)
12時30分開会 14時48分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司
委 員：高橋政悦、佐藤幸一、口田邦男、西山輝和
議 長：加来良明
- 4 事務局 係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査の申し出について
 - (2) その他
 - ・2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（桜井崇裕）：総務産業常任委員会を開会する。今日の議件は2件あり、1件目は所管事務調査の申し出についてを議件とする。2件目は最低賃金の意見書について、請願は採択していたが皆さんから意見を出された部分について事務局から説明をもらいながら意見書案を作成する。

(1) 所管事務調査の申し出について

委員長：9月までの休会中の所管事務調査について何か良い案はあったか。前回言ったように本委員会として何を調査するかということについて意見をいただきたい。

西山委員：防災無線の電波放送のようなものが今月から始まるみたいだが、実施は来年度だけれどもそういう防災無線をやっているところがあればそういうところへ視察見学へ行ったらいいかと思う。

委員長：視察を含めた調査をするとの意見があった。

口田委員：防災無線は悪くはない。町では防災無線についてどこまで進捗しているか。

宇都宮係長：今年度実施設計ということになっていて、年内ぐらいに実施設計をまとめて新年度予算に提案するのではないかと。まだ実施設計に向けて始めたばかりと聞いている。

口田委員：そうすると、調査してもそれが生かされるということにはならないということか。実施設計に入ってしまったら変更にはならないと思うが。

宇都宮係長：ある程度大枠は固まってくると思う。所管事務調査に行っても変更できない部分は出てくるかと思うが、例えば防災無線を入れたあとに活用の仕方とかであれば生かせるかという感じもする。防災無線の設計そのものはなかなか大きくは変えられないのかもしれないが、活用の仕方とかそういうものも含めて考えると全く駄目ということにもならないかと考えている。

口田委員：どの程度まで生かされるのか、行っても無駄になるようなことではやっても意味がないから、そこら辺の判断が一つにあるかと思う。

委員長：ほかにあるか。

口田委員：今回は台風災害の関係で橋や道路の工事の状況と、この間傾いた共栄橋がどんな状況かという、地元のそういった面を見て歩くのもいいのではないかと。

高橋委員：防災無線に関しては、動き出しが来年になってもとりあえずそれが9月以降だったらもっと具体的に見えるし、その間に調べていけると思うので9月以降で考えて、今回は橋が傾いた共栄橋の経過を調べるというようなかたちでいいかという気がする。

中島委員：昨日たまたま山道を走る機会があったが、作物の芽が出ている状況を見てちょっと安堵していた。それは農地だけれども、ほかの進捗状況も含めて視察調査してはどうか。やはり清水公園を核にすると言っている商業振興の関係について、6月から9月の今回とは言わないがこれについては何か勉強になるところはないかと思う。

佐藤委員：皆さんが言われているように2年前に被害をこうむった災害施設等の復旧状況を一回見ておいたほうがいいかと思う。

委員長：今回9月までの所管事務調査とそのあとの12月まで、我々の今の任期の中では2回が予定されている。佐藤委員が言ったように台風災害である程度復旧した部分と新たに見つかった部分を確認したほうがいいのではないかとという意見があったが、西山委員どうか。

西山委員：よろしい。

委員長：それでは皆さんから出ていたように、台風災害で復旧した部分の確認と調査、共栄橋の被害状況を把握するという意味で所管事務調査を町内において行うということでしょうか。

(よいという声あり)

委員長：防災無線の関係については9月以降の中でまた皆さんにいろいろ調べていただいて所管事務調査として可能であればやりたいと思う。それと、前回も確認したが「農作物の生育状況について」の申し出について、例年営農対策協議会で行っている作況調査に総務産業常任委員会として出席して調査することとする。そのほか突発的な事項に対応するために、「その他所管に関する事項について」も申し出することとする。

(2) その他

・2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

委員長：2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願については、採択をするということになったが、意見書案について、高卒初任給の根拠について一部調査をした上で判断することになっていた。

委員長：事務局のほうから説明をしてもらう。

(資料を配付)

宇都宮係長：ただ今お配りした「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願、記以下の2番、道内高卒初任給（時間額958円）の算定根拠ということで、事務局において連合北海道のほうに直接問い合わせた。使っている数字は高卒初任給の2017年の道内平均。これは賃金構造基本統計調査という調査だが、2017年しか分からないということでまずそれが一つ根拠となっている。所定内実労働時間数、2015年全国平均が一番新しいもので、これも賃金構造基本統計調査で164時間となっており、これも計算で使っている。また、2018年春闘の実績想定額としてベア2%増という数字も使っているとのこと。それら数値を使用する計算方法として、2018年度の道内高卒初任給の意見書案の計算方法については、2017年の道内平均の154,000円に2018年の春闘の実績想定ということで、2%超えているだろうということで1.02%をかけた額の157,872円が2018年の道内高校初任給としている。それに所定内労働時間数164時間を割った額が958円。こちらが意見書案で言われている額。平成30年度の高卒者の初任給の時給額はこの計算方法で出しているという説明を受けた。

委員長：今事務局から958円の根拠というか、去年から62円アップしている分について説明をもらった。この意見書の記以下2番目の部分を「道内高卒初任給（時間額958円）を下回らない水準に改定すること」ということで意見書として出してよいか。

高橋委員：どうも分からないのが経験豊富な労働者の時間額。この定義がよくわからないのだが、これは何年を指しているのか。この文章的には意見書としてはふさわしくないような気がする。

宇都宮係長：高橋委員が言われたことについて、どういう意味なのかについて併せて聞いた。実際は枕詞のようで、それがなくても設定する最低賃金は道内高校初任給（時間額958円）を下回らない水準に改善することという意味だそう。経験豊富な労働者とかもその中にいるからということで、枕詞的に使った言葉。実際はその言葉がなくても文書の意味が変わらないうことで説明を受けた。

高橋委員：それはそれで削除すればいいのかも知らないけれども、道内高校初任給について、高校卒業ではない人も働ける。その人たちはどうなるのかということにもなると思うが、その辺も確認したか。

宇都宮係長：確認していない。

高橋委員：働くのは高校卒業してからだみたいなことにも取られかねないような内容だと思うが、ここをもう少し言い直しを変えればいいような気もする。結局は高校卒業の初任給958円を下回らない水準という根拠も薄い。1,000円以上にしたいという気持ちは分かるが、であればストレートに最低賃金は1,000円を目指していくのだみたいな感じにするべきだと思う。

委員長：高橋委員の言ったことは分かる。ほかの皆さんの意見も聞きたい。1,000円を目指しているということで、一つの基準として最低高卒の初任給を下回らない水準ということだろうと思う。高卒が基準ではないという高橋委員の意見、この部分については意見書としてどのように対応するか。

中島委員：高卒云々ということで、中卒ということも出たが、そうしたら大卒はどうなのという話になってしまうが、計算基礎として高卒者を対象にしたと。中学校とか大学を計算式に用いるとややこしくなるのでそういう表現になったのだろうと思う。高卒云々とかではなくて、表現の仕方がうまくあるのであれば、文章的な表現を変えてもいいかと思う。ただ、算定基礎はと言われたときには当然高卒の初任給が出てくる。これは結局パートの部分が主だと思う。パートというのは基本的に学歴は関係ない。パートのときに学歴を書いて募集しているのはないとは言わないが少ないだろうと思う。そうするとどなたでもということになるので高卒の初任給程度は出しなさいと。逆に言えば学歴関係なく誰にでも出しなさいと。そういう捉え方をすればこの算定基礎を示した上で958円というのが正当化されてくるのかと思う。ただ、今高橋委員が言われたように1,000円を目指すということであれば、そうしたら今はいくらがいいのという話になる。段階としてこのベースで今ここまで来ているのだからということで数字として表さざるを得ないのではないか。表し方は何とも言えないが、表さなければならないのかと思う。

委員長：時間がなくなっているが、まだ協議する時間は持てるのか。

宇都宮係長：明日全員協議会なので、意見書を出す分については今日中に決めていただきたい。例えば文章で、「設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、」をカットして、高橋委員の言われたように、「最低限度内高校卒初任給（958円）を下回らない水準に改定すること」というのはどうか。

高橋委員：先ほど中島委員言われたようにパートだけではない。初任給の設定を各企業で、大手は別としても最低賃金かける年間労働時間で追って毎月の給料を決めている企業もあるということで、これですべていってしまうと、うちは言われた高卒の初任給の時間給で設定しているから何ともないのだということになりかねない。そんな意見書を出すわけにはいかないだろうという気もするし、ここの高卒だとか中卒だとか大卒だとかというのがないような表現ができれば一番いいような気がする。今すぐは思いつかないというのが現実だが、ちょっとこの辺は変えたほうがいいのかという気はする。

委員長：これから本会議があり時間がないので、今日議会の後に再開して、意見案を検討したい。

【休憩 12：54】

【再開 14：45】

委員長：再開する。引き続き「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」案について協議する。記以下2番目の部分の取り扱いをどうするかということで協議したい。高橋委員から何かあるか。

高橋委員：まず、この文章はいきなり現在の810円から958円にしてほしいと言っているような文章に感じる。それは払う側にしてみたらあまりにも突拍子もないことであるということも鑑みて、この文章を削除するか。若しくは代わりの文章を考えてみたが、「設定する最低賃金は、2020年までに目標と掲げた額に達することができる段階的な水準とすること」ぐらいにすれば、徐々に上がっていったら1,000円に到達するのではないかという表現になる。そういうふうに努力してほしいという意味合いを込めた文章とすることで、この請願趣旨に背いていないのではないかという気がするがいかがか。

委員長：今の高橋委員の提案に基づいて皆さんの意見を聞きたい。

中島委員：2つ案を示していただいている。1つ目は削除。削除も1つの方法かと思っていたが、今高橋委員の話を聞いて、2つ目で言われたとおりの表現で、あくまでも目標に向かってという意味合いの中でよろしいのではないか。

委員長：皆さんよろしいか。
(よいという声あり)

委員長：では高橋委員の言われたとおり、記以下2番目を「設定する最低賃金は、2020年までに目標と掲げた額に達することができる段階的な水準とすること」にするということで、よろしく願います。それでは明日の全員協議会に意見書案として出す。これで総務産業常任委員会を閉じる。